

令和5年3月号(広告)  
2023年3月発行  
三宅税理士法人  
代表社員 三宅孝治  
(中国税理士会 倉敷支部会員)  
倉敷市中央2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第190号  
発行担当者: 三宅 美見子

# 事務所通信

# Progress ~進歩~

## 一期一会

3月になりましたが、年度末や卒業シーズンで今が一番忙しい方もいらっしゃるかと思います。確定申告の期限も3月15日迄ですので、申告される方はお忘れのないようお願い致します。さて、令和4年12月23日に「令和5年度税制改正の大綱」が閣議決定され、インボイス制度についても見直しの方針が示されました。今回はその見直しについて、掻い摘んでではありますが、確認してまいりましょう。

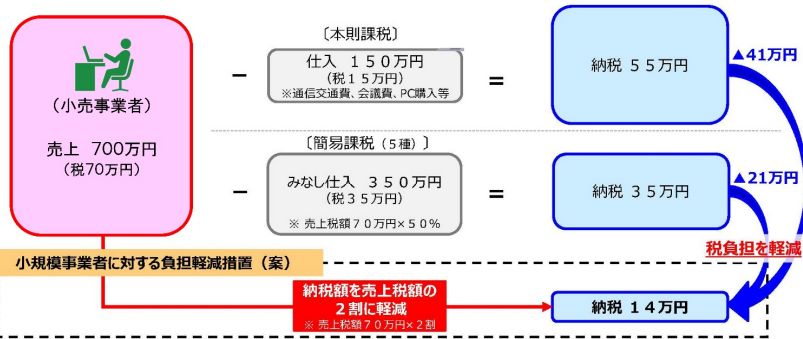


### テーマ：インボイス制度に係る見直し

**1, 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置**  
免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとする。

これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、事務負担も大幅に軽減されることとなる。

- 対象となる方：免税事業者からインボイス発行事業者になった方  
(2年前(基準期間)の課税売上が1,000万円以下等の要件を満たす方)  
対象となる期間：令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間  
個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存が必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります! 計算方法は、みなし仕入率が80%である場合の「簡易課税制度」と同じです。

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

- 事前の届出が不要。  
※ 確定申告書に付記するだけ。
- 2年間の継続適用の縛りは無い。
- 申告時に、簡易課税 or 本則課税とも選択適用が可能。

申告書における付記のイメージ



【R5.10.1の属する期から適用される課税事業者の選択について】  
(注1) 上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。  
(注2) 課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。

### 2, 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置(中小規模事業者)

軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。

この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応できるような事務負担の軽減措置を講ずることとする。

【見直し案】

基準期間(前々年・前々事業年度)における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とする。

なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。

- 対象となる方：2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下または  
1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上が5千万円以下の方  
対象となる期間：令和5年10月1日～令和11年9月30日



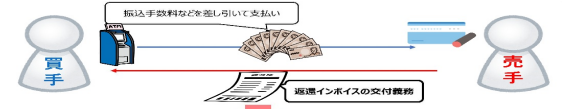
### 3, 少額な返還インボイスの交付義務の見直し(すべての事業者の方)

インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類(返還インボイス)の交付義務が課されることとなる。この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた振込手数料相当額やその他の経費を、売手が「売上値引き」として処理する場合に新たな事務負担になる、との懸念の声が聞かれるところ。

下請法においては取引発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められることに留意が必要。

【見直し案】

上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等(1万円未満)については、返還インボイスの交付を不要とする。



### 4, 登録申請手続の柔軟化

○ インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受ける際には、原則として4月30日までに申請書を出さなければならないが、4月以降であっても申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられている。

(柔軟な対応)

○ 現行は事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、あえて申請書に「困難な事情」の記載を求めることはせず、4月以降の登録申請を可能とする対応を行うこととする。

### 5, 適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し

【見直し案】

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請する場合において、課税期間の初日から登録を受ける場合、当該課税期間の初日から起算して15日前の日まで(現行1ヶ月前まで)に申請書を提出しなければならないこととする。

登録を取消す場合の届出書の提出期限についても、同様の見直しを行う。

令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において、令和5年10月1日後に登録を受けようとする免税事業者は、申請書に登録希望日(提出日から15日以後の日)を記載するものとする。

また、実際に登録が完了した日が、課税期間の初日後又は登録希望日後であっても、課税期間の初日又は登録希望日に登録を受けたものとみなすこととする。

本資料は、令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度の税制改正大綱に基づくものです。

今後必要に応じて資料が差し替わる可能性がありますのでご留意ください。

ご不明な点がございましたら、弊事務所へお問い合わせください。



毎月開催中の経営計画書作成セミナー:「Vision」  
今月の開催日は 3月16日(木) です。  
不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められています。参加された経営者の方からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
3月16日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月3日(金)
4月13日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月7日(金)
5月11日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月8日(月)

日	曜日	内容
10	金	*2月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
15	水	*所得税・贈与税確定申告期限・納付期限(所得税の振替納税4/24(月))
16	木	*経営計画書作成セミナー「Vision」
31	金	*個人消費税確定申告期限(振替納税は4/27(木))
		*1月決算法人の確定申告・納付期限
		*7月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の4・10月決算法人) *消費税(毎月納付1月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法人)

安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用・手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。



当社は赤い羽根共同基金  
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています